

## 「施設見学会」に参加してみませんか



私たちの住むまちでは、どのような事業が行われているのでしょうか。現在進められている主な事業や、これまでに行われた事業の状況を直接町民の皆さんに見ていただきます。当日は、マイクロバスに乗って見学場所を回り、池部町長が事業内容について説明します。ご家族やお友達と一緒にお気軽にご参加ください。

**実施日時** 10月25日(火) 9時30分から15時30分  
**見学場所** 一般廃棄物最終処分場、JAふらのシレラ工場、南富良野中学校、特別養護老人ホームふくしあ、からまつ園、空知川スポーツリンクスなどを予定しています。

(昼食を用意します：ログホテルランチ)

**送迎バス** 右表のとおりです。

**募集人員** 40名

(先着順とします)

**申込み** 10月18日(火)まで

に企画課広報統計係(☎52 2115)あて電話でお申込みください。

バス発着場所	出発時間	到着時間
北落合除雪管理センター	午前8時30分	午後3時45分
落合地区多目的センター	午前8時40分	午後3時30分
役場	午前9時00分	午後4時00分
東鹿越駅前	午前9時05分	午後4時05分
金山地区コミュニティセンター	午前9時20分	午後4時20分
下金山地区多目的センター	午前9時30分	午後4時30分

参加者の利便を考慮して発着場所を追加または変更する場合があります。



## 平成23年10月から子ども手当の制度が変わります

### ◆支給月額

- 0～3歳未満(一律) 15,000円
- 3歳～小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円
- 3歳～小学校修了前(第3子以降) 15,000円
- 中学生(一律) 10,000円

### ◆支払時期

平成23年10・11・12月および平成24年1月分が平成24年2月に、平成24年2・3月分が平成24年6月にそれぞれ支給されます。

### ◆新たな支給要件等

- 子どもに対しても国内居住要件が設けられます(留学中の場合等を除く)。
- 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当が支給されます。
- 未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当が支給されます(父母等が国外居住の場合でも支給可能)。
- 監護・生計同一要件を満たす方が複数いる場合(単身赴任の場合を除く)は、子どもと同居している方に手当が支給されます(離婚協議中の別居の場合は、子どもと同居する方に手当を支給)。

### ◆手続きについて

平成23年10月からの子ども手当を受給するには、これまで子ども手当を受給していた方も含め、支給要件に該当する全ての方が、「認定請求書」の提出が必要となります。(公務員の場合は勤務先に提出)

該当する方には、町から後日、認定請求書の提出についてご案内させていただきます。

なお、認定請求書の提出期限については、猶予期間が設けられています。

平成23年10月1日において、現に支給要件に該当している方

- ・・・平成24年3月31日までに認定請求を行えば、平成23年10月分から手当を受給できます。

平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に、新たに支給要件に該当するに至った方

- ・・・平成24年3月31日までに認定請求を行えば、支給要件に該当するに至った日の翌月分から受給できます。

- 1 平成23年10月1日以降に他の市町村へ転居した時は、転出先の市町村へ認定請求書の提出が必要となります。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- 2 平成23年10月1日以降に出生などにより支給の対象となる子どもが増えたときにも額改定認定請求書の提出が必要となります。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から子ども手当の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。